

具体的な利用料は、次の通りです。

◎〔訪問介護サービス〕

(1回あたり・神戸市内)

		単位数	料金 (目安・円)	介護職員処遇改善 (目安・単位数:円)	
生活援助	45分未満	197	214	48	52
	45分以上	242	262	59	64
身体介護	20分以上 30分未満	268	291	66	72
	30分以上 1時間未満	426	462	104	113
	1時間以上 1時間半未満	624	676	153	166
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上	72	78	18	20
	45分以上	143	155	35	38
	70分以上	215	233	53	57

●〔初回加算〕 200単位(月)

●介護職員処遇改善加算 算定した合計単位数の24・5%

(1単位 10.84円)

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。

上の表の「利用料」が利用者に自己負担していただく目安の1割の金額です。

(利用料は1割又は2割・3割が自己負担になります)

●〔緊急時訪問加算〕

100単位/回

・利用者またはその家族等からの求めに応じて、担当の介護支援専門員と連携をして計画外の訪問介護を緊急に行った際の加算となります。

●〔口腔連携強化加算〕

50単位/回 1月に1回に限り

・事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り所定単位数を加算する。

事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従事者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文章等で取り決めている場合加算されます。